

郵送提出を認める変更届出書類の一覧表

建設業許可申請・変更の手引（抜粋: 22 頁～25 頁）

8 変更等の届出事項と提出書類

- ・ 閲覧用と非閲覧用とは別冊とし、それぞれ「建設業許可に係る変更等届出書表紙（富山県様式。A3用紙）」を付けて綴じて提出してください。
- ・ 非閲覧用の表紙には、「非閲覧用」と朱書きしてください。《記入例 P.76》

変更等の事項	変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限	
	閲覧用	非閲覧用		
経営業務の管理責任者 経営業務の管理責任者に係る基準を満たさなくなったとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書（第 22 号の 3） 	事実発生から 2 週間以内	
	経営業務の管理責任者を変更したとき 〔役員等の変更が伴う場合は、当該手続も行うこと〕 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営業務の管理責任者証明書（第 7 号） ・ 経営業務の管理責任者の略歴書（第 7 号別紙） ・ 経歴を確認するもの（履歴事項全部証明書、閉鎖事項証明書、確定申告書等） 【常勤を確認するもの】 ・ P21（注 11）参照
	婚姻等により経営業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 役員等の一覧表（別紙 1） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営業務の管理責任者証明書（第 7 号） ・ 経営業務の管理責任者の略歴書（第 7 号別紙） ・ 戸籍抄本又は住民票の抄本 提示
営業所の専任技術者 営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき 郵送提出可 〔一部の業種を廃業する場合は、廃業の手続を行うこと〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 専任技術者一覧表（別紙 4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書（第 22 号の 3） 		
	営業所の専任技術者を変更したとき 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 専任技術者一覧表（別紙 4） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任技術者証明書（第 8 号） 【技術者としての要件を確認する証明書】 ・ 監理技術資格者証の写し ・ 資格証明書写し（原本提示） ・ 実務経験証明書（第 9 号） ・ 卒業証明書 ・ 指導監督的実務経験証明書（第 10 号） 【常勤を確認するもの】 ・ P21（注 11）参照
	婚姻等により専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更届出書（第 22 号の 2） ・ 専任技術者一覧表（別紙 4） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任技術者証明書（第 8 号 区分「3. 専任技術者の追加」） ・ 専任技術者証明書（第 8 号 区分「4. 専任技術者の交替に伴う削除」） ・ 戸籍抄本又は住民票の抄本 提示

郵送提出を認める変更届出書類の一覧表

建設業許可申請・変更の手引（抜粋: 22 頁～25 頁）

変更等の事項	変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
	閲覧用	非閲覧用	
営業所の代表者 新たに営業所の代表者となった者があるとき (令3条に規定する使用人の変更) 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 誓約書(第6号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(第11号) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書(第13号) 【常勤を確認するもの】 P21(注11)参照 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><綴じずに提出するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業主及び役員等名簿 ②登記されていないことの証明書 ③身分証明書 <p>※上記②に代わり医師の診断書を提出する場合は要相談</p> </div>	事実発生から2週間以内
事業者の基本情報 欠格要件(法第8条第1号及び第7号から第13号)のいずれかに該当するに至ったとき 郵送提出可		<ul style="list-style-type: none"> 届出書(第22号の3) 	事実発生から30日以内
商号又は名称を変更したとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※商業登記の変更を必要とする場合のみ 	
営業所の名称を変更したとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(第11号) 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合のみ 	
営業所の所在地を変更したとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 ※商業登記の変更を必要とする場合のみ 営業所付近の案内図 営業所の写真(営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所内部(建設業許可の標識掲示状況)、標識を写したもの) 提示 	
営業所において営業を行う建設業の種類を変更したとき (営業所の専任技術者の変更の届出書類も提出すること) 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 		
資本金額(又は出資総額)に変更があったとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> 変更届出書(第22号の2) 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※商業登記の変更を必要とする場合のみ 株主(出資者)調書(第14号) 	

郵送提出を認める変更届出書類の一覧表

建設業許可申請・変更の手引（抜粋: 22 頁～25 頁）

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
事業者の基本情報	新たに役員等又は、支配人となった者があるとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書（第 22 号の 2） ・役員等の一覧表（別紙 1） ・誓約書（第 6 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請者の住所・生年月日に関する調書（第 12 号） ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合のみ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><綴じずに提出するもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業主及び役員等名簿 ②登記されていないことの証明書 ③身分証明書 <p>※上記②に代わり医師の診断書を提出する場合は要相談</p> </div>	事実発生から 30 日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等又は、個人の事業主及び支配人の氏名に変更があったとき ・取締役が代表取締役に就任するなど役員内部で交代があったとき 郵送提出可 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書（第 22 号の 2） ・役員等の一覧表（別紙 1） ・建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（第 11 号） ※支配人の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合のみ 	
	営業所の新設をしたとき 郵送提出可 （令 3 条に規定する使用人の変更、営業所の専任技術者の変更の届出書類も提出すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書（第 22 号の 2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※商業登記の変更を必要とする場合のみ ・新設営業所付近の案内図 	
廃業等	一部の業種を廃業したとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届（第 22 号の 4） ・変更届出書（第 22 号の 2） ・専任技術者一覧表（別紙 4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・専任技術者証明書（第 8 号）又は届出書（第 22 号の 3） 	廃業後 30 日以内
	全部の業種を廃業したとき 郵送提出可 （届出者 (ア)許可に係る建設業者が死亡したとき・・・相続人 (イ)法人が合併等により消滅したとき・・・消滅時に役員であった者 (ウ)法人が破産手続開始の決定により解散したとき・・・破産管財人（※破産手続の終了後は、破産手続開始決定時に役員であった者） (エ)法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき・・・清算人（※清算の結了後は、解散時に役員であった者））	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届（第 22 号の 4） 		

郵送提出を認める変更届出書類の一覧表

建設業許可申請・変更の手引（抜粋: 22 頁～25 頁）

変更等の事項		変更届出書等の様式・添付(提示)書類		期限
		閲覧用	非閲覧用	
決算等	事業年度を終了したとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書（別紙 8） ・工事経歴書（第 2 号） ・直前三年の各事業年度における工事施工金額（第 3 号） ・貸借対照表 （法人は第 15 号、個人は第 18 号） ・損益計算書 （法人は第 16 号前段、個人は第 19 号） ・完成工事原価報告書（第 16 号後段）※法人のみ提出 ・株主資本等変動計算書（第 17 号）※法人のみ提出 ・注記表（第 17 号の 2）※法人のみ提出 ・事業報告書（任意様式） ※特例有限会社を除く株式会社は届出を行う必要があります。必要記載事項については会社法施行規則で規定されています。 ・附属明細表（第 17 号の 3） ※特例有限会社を除く株式会社のうち、次のいずれかに該当するもののみ提出 ①資本金の額が 1 億円超であるもの ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（納付すべき額及び納付済額） ※事業税 	毎事業年度経過後 4 月以内
	使用人数に変更があったとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・使用人数（第 4 号） 		
	定款に変更があったとき 郵送提出可	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 		
	健康保険等の加入状況に変更があったとき 直接持参	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険等の加入状況（第 20 号の 3） 	【加入状況を確認する証明書】 ・ P21（注 4）参照	